

清仏戦争への道

—李・フルニエ協定の成立と和平の挫折—

岡 本 隆 司

1 前提

フエ条約と局面の転換

1883年8月25日、フランスのトンキン政務弁務官アルマン (François-Jules Harmand) は、ヴェトナムのフエ朝廷と第一次フエ条約を締結した。劈頭で明確に、フランスの「保護権(protectionat)」をヴェトナムが「承認する」と謳い、「清朝をふくめて (y compris la Chine)」、ヴェトナムの対外関係をフランスが掌握することを規定した⁽¹⁾。この条約は、ヴェトナムに対する「宗主権」を主張する清朝とのあいだで難航していた交渉を、一挙に解決しようとするねらいももっていた。つまりフランスは、「まず軍事力による一撃を与えて順化政府を震撼させ」、「交渉の舞台に引き出し」、「順化政府と条約を結んでベトナムをはっきりと保護国化し、既成事実をつくっておいて、その上で中国と交渉する」という方針⁽²⁾を貫いたのである。

ところが案に違って、この条約締結は清朝の態度硬化をまねく。それ以前から続いていた特使トリケー (Arthur Tricou) と北洋大臣李鴻章のあいだの外交交渉は、すでにまったくゆきづまつた状態にあった。その主たる原因是、フランス側があくまでトンキン地方の全き保護権の獲得をめざしたのに対し、清朝側は李・ブーレ覚書でいったん合意したトンキン地方の分割保護を譲ろうとしなかったことにある⁽³⁾。それだけに、フランスが第一次フエ条約で一方的に、ヴェトナム全域の保護権を獲得したのは、清朝にとって容認できない事態であった。

交渉が進展をみないまま、1883年10月末、トリケー特使が天津を離れて日本に帰任、新任公使のパトノートル (Jules Patenôtre) はなお中国に赴任してこなかったので、李鴻章は交渉の相手と手がかりを失った恰好になる。清仏の矛盾、対立はその間に、ぬきがたい様相を呈し、1883年末および翌年の3月、ついにトンキン現地での武力衝突にいたった。ソントイ バクニン山西・北寧の会戦がそれである。

これらの会戦に清朝軍が敗れた意味と影響は、きわめて重大である。トンキンの分割保護で妥協を試みていた清朝にとって、第一次フエ条約は外交上、その企図を挫折せしめるものだった。そこでいよいよ深まった対立関係において、清朝側が軍事上、優位に立てないことが、この両会

戦で明白になったわけである。いわば外交上・軍事上で著しく不利な劣勢に追いやられた、このような局面の変化に、清朝側はどのように対処しようとしたのか。それが1884年前半で着目すべき課題をなす。

甲申易樞

山西・北寧の敗戦で、北京に政変が起り、1860年以来、外政をはじめ政府内で主導的立場にあった恭親王が失脚し、西太后が名実ともに実権を握ったのは、有名な史実である。またその党派に対する分析も、研究は乏しくない。しかしこの事件が、ベトナムをめぐる清仏関係に及ぼした影響は、まだ明確な位置づけがないように思われる。このとき以降、清朝政府の姿勢が全体として、紆余曲折はあるにせよ、主戦から主和へ転換するのは、明白な事実経過であり⁽⁴⁾ながら、こうした転換をもたらした構造的理解がなお十分ではない、といいかえてもよい。

西太后じしんの対外的な態度、対仏政策方針は、きわめてわかりにくい。もっともそれは、何の前提もなく問うてみても、あまり意味のある問題のたて方ではないように思われる。

そもそも西太后のめざすところが、恭親王の勢力を打倒し、権力を掌握するにあった以上、対外的に協調路線をとる恭親王と対抗するには、彼女は対外強硬論に与する立場しかとりえなかつた。そして両者あい譲らなくては、対外政策方針は硬直化せざるをえない。こうした事情が、1883年までの清仏関係に対する北京政府の姿勢を規定していたといってよい。

甲申易樞・恭親王の排除は、直接の動因・動機としては、戦敗を利用した西太后の権力奪取という意味しかなかったであろう。しかしながら、とりわけ外政上の権力構造と意思決定という点からみれば、西太后が名実ともに最高の権力者となって、主和にせよ主戦にせよ、対外政策の最終的な決定権を握れるようになったところに、その意味を見いだすべきである。

本稿の局面でいえば、必ずしもフランスに譲歩できない方針に徹せずともよく、トンキンの分割保護に執着し、フランスとの対立を深める立場から離脱をはかれるようになった。北京政府首脳が清仏和平に姿勢を転換しうる条件が、これで整ったわけである。

李鴻章の姿勢

前駐華公使ブーレ (Frédéric-Albert Bourée) やトリクーなど、フランス当局者との交渉にあたってきた李鴻章は、さすがにその過程で、トンキンの保護分割が容易に実現できないことをさとつていた⁽⁵⁾。第一次フエ条約が締結された段階で、トリクーは以下のように、李鴻章の態度を描いている。

わたしのみるところ、李鴻章はベトナム問題に关心を失っており、そのためもはや、総理衙門を導くのはあきらめている。態度や言葉から、気力がなくなったのがわかる。そうとは明言しないけれど、かれは賢明にも、フエ朝廷の屈服が最終的に北京の策略すべてを打ち碎いた、とさとっている。しかしかれは、清朝政府は当面、自らの失敗を暴露するような協定に署名できない、そんなことをしたら面子を失ってしまう (perdre la face) からで、こちら

の輿論が鎮静化する時をまつにしかず、……と明言した。すでに清朝は不安である。黒旗軍と清朝軍がフランス軍に撃退されもどってきたら、雲南省の治安が悪化するのではないか、と恐れているのである⁽⁶⁾。

この記述にまったく一致する清朝側の史料は、もちろん存在しない。しかし日付が近接するものならば、李鴻章に以下のような文面の書翰があり、符節を合する、といってよい内容である。

……ところが、フランス政府が態度を一変させ、清朝側も空論ばかりとなえるようになり、ひきつづきフランスと交渉しても、まったく成果があがらなくなつた。こんな情勢になつては、とてもブーレとの交渉時のようなわけにはいかない。西洋の国際法は、二カ国間で締結した条約を尊重する。本年8月のフエ条約は、強制的にむすばれたものだとしても、ベトナムがひとつの国であり、その君主・大臣が承認したものである以上、その非をとなえるような国はありえない。清朝がどうして、ベトナムに代わり、その改訂や廃棄を行えようか。いまもし罪を譴責して討伐をおこない、この条約を改訂、廃棄せよ、というのなら、まずは自らの軍備・財政をみきわめなくてはならぬ。ハノイ・サイゴンのフランス人を駆逐できるのか。ベトナム国王を廢立できるのか。条約を締結した奸臣の陳文肅・阮文祥らをとらえ、誅殺できるのか。……この三事ができなくては、フランスは屈服しないし、条約も改訂、廃棄できまい。清朝の人材・軍備・財政の現状では、とうてい不可能であろう。……

もはや「とてもブーレとの交渉時のようなわけにはいかない（更迥不如寶海會商之時）」⁽⁷⁾、端的にいえば、外交上、トンキンの保護分割を争うのは不可能であるとしたばかりか、さらに軍事的にも、清朝の劣勢を挽回するのはおぼつかない、と判断したわけである。その判断はやがて、山西・北寧の敗戦で立証される。

かくて李鴻章は、トリクーとの交渉が中絶するまでには、清朝側の求めるトンキン保護の獲得が不可能であるとみなし、それまでの保護分割という方針をあきらめる意向に転じていた。こうしたかれの意向は、交渉にあたってきた経験、北洋の総帥として天津に駐在し、清朝最大の軍隊を握って、軍事上もっとも重い権限と責任を有していた政治的な立場、そして朝鮮半島方面を重視し、ベトナムにあまり執着しない姿勢から導き出されたといえよう。

曾紀澤の解任

それだけに、かれ以外には必ずしも、このような意向はもちえなかつた。この当時、清朝側全体の対外的な姿勢としては、なおあくまでトンキンの保護分割をめざしていたからである。そこでとくに注目すべきは、駐仏公使曾紀澤の動きとその結末である。

1883年6月、トリクーとの交渉がはじまった時点では、本国の李鴻章もパリの曾紀澤もめざすところは、トンキンの保護分割であつて、時々の具体的な交渉手法はともかく、最終的な目的に齟齬はなかつた⁽⁸⁾。ところが、フエ条約の締結を経、トリクーとの交渉が不毛に終わるや、李鴻章はフランス側に対し、曾紀澤と總理衙門に不満を表明し、「總理衙門は地に足が着いていない」、曾紀澤は北京に幻想をかきたてている、と述べたという⁽⁹⁾。その精確な真偽のほどは知

るべくもないけれども、これは従来の姿勢を転換させつつあった李鴻章の態度をあらわすものとみて、さしつかえあるまい。

かくて1884年に入ると、清朝側の外交当局のなかで、方針に齟齬が生じつつあった。ごく簡単にいえば、トンキンの保護分割を断念した李鴻章と、なおもそれに執着し、交渉をつづけていた曾紀澤、そしてその間にあって、後者と一致していた北京政府という構図である。

この構図にもとづいて、以後の経過をたどってみると、問題となるのは曾紀澤の処遇である。周知のとおり、曾紀澤はフランスの圧力によって、1884年4月28日に駐仏公使を免ぜられる⁽¹⁰⁾。従来はそれを、フランス側の利害だけでとらえてきた。つまりメッツ・セダンの敗戦をあげつらって、フランスを誹謗した曾紀澤は、フランス側からみて「好ましからざる人物 (persona-non-grata)」であり⁽¹¹⁾、また交渉相手として難敵であったがゆえに、排除したかった。そこで「李鴻章の具申によって北京政府が曾紀澤をやめさせることができれば、フランスとしては李鴻章を紛争解決のための交渉相手とすることができると考え」、「李鴻章の中国政府内部における政治的な影響力の程を試」した、といわれてきたのである⁽¹²⁾。こうした説明が誤っているとはいわない。しかしそれだけでは、十分でない。フランスの要求に清朝側が応じた事情を考慮に入れていないからである。

曾紀澤は解任のほぼ十日前、総理衙門にあて以下のような電報を送っている。

聞くところでは、スマレ代理公使が軍費賠償を求めたと聞きますが、確かでしょうか。きっと峻拒されたことと存じます。わが清朝は当然、ベトナムを保護せねばならない（我理應保越）のですから、戦局が不利であっても賠償をするいわれはありません。⁽¹³⁾

ここからわかるのは、曾紀澤がなお、ベトナムは清朝が保護すべき存在だと位置づけ、しかもそう公言していたことであり、総理衙門も「ベトナムを保護し、賠償をしない」という議論はきわめて正しい」と答えて、この意見に満腔の賛意を示した⁽¹⁴⁾。そのとき総理衙門は、すでに甲申易樞を経て人員も交代していたものの、ベトナム保護の建前では、まだ曾紀澤との一致をみていたのである。

ところが、この二日後の4月22日、李鴻章からフランス側の要望を知らせる書翰を受理すると、軍機處は李鴻章へフランスとの交渉を許可する上諭を伝えるのとあわせて、曾紀澤の進退に言及し⁽¹⁵⁾、26日、総理衙門がついに曾紀澤を解任する意向を示した⁽¹⁶⁾のである。つまりそれまで曾紀澤と軌を一にしていた北京政府は、フランスの要求とそれを伝えた李鴻章の意見に、その荷担の対象を転じたことになる。ベトナムの保護、具体的には、トンキンの保護分割に執着する曾紀澤を排除し、フエ条約を前提とする李鴻章の方針を採用した、ということである。客観的にいいかえれば、清朝はトンキンの「保護」分割を放棄したのであって、こうした転換を最終的に可能ならしめたものが、ほかならぬ甲申易樞による北京政府の変質だったといえよう。

1883年3月はじめのブーレの公使解任が、フランスによるトンキンの保護分割の否認であった⁽¹⁷⁾とすれば、翌年4月末の曾紀澤の解任は、清朝がようやく、その否認を容認したものとみなすことができる。したがって、曾紀澤解任はブーレ解任と一対をなすものであり、フエ条約に

よる外交上の、山西・北寧の敗北による軍事上の劣勢を事実上、承認した行動なのであった。清仏の交渉はここにおいて、ようやく次の段階にすすむことが可能となる。

しかしトンキンの保護とは、単なる外交的・軍事的な利害関心だけのものではない。それまで、なかんづくブーレとの交渉で典型的に見られたように、その保護とはベトナムが清朝の属國たることを表現する行為でもあった⁽¹⁸⁾。清朝の側が保護分割の否認を容認したとするなら、属國にかかわるそれまでの姿勢は、どのように転換したのであろうか。

2 交渉の端緒

発端

1884年3月の北寧の会戦は、清仏直接の武力衝突だったばかりか、フランスの軍事的な優位を明白にしたものでもあった。そこでにわかに、中国の沿岸でフランスの軍事行動がはじまるおそれも高まってくる。その帰趨を危ぶみ、全面的な戦争を避けようという動きも、時を同じくして双方から起こった。そのひとつの到達点が、同年5月の李・フルニエ協定である。

この協定にいたる交渉も、その経過はほぼ明らかになっている。3月の末、洋閥税務司デトリング (Gustav Detring) が賜暇帰国から帰任し、香港から広州に赴く途上、フランス艦ヴォルタ (Volta) に乗って、艦長をつとめる旧知の海軍中佐フルニエ (François-Ernest Fournier) と会談し、清仏の講和に話がおよんだ⁽¹⁹⁾。デトリングはフルニエがそこで出した条件を北洋大臣李鴻章につたえ、李鴻章はこの機をのがさず、フランスと交渉に入るよう北京政府に進言した。これが容れられて、フルニエ・李鴻章にそれぞれ、交渉の権限があたえられ、天津で交渉が行われることになったのである。

以上のように、ごく大まかな経過をみるだけでも、交渉の妥結にいたるまでには、三つの段階があったことがわかる。第一は、きっかけとなったフルニエとデトリングの会談とその内容、第二に、これを伝えるデトリングと交渉にあたる李鴻章・フルニエとのやりとり、第三が、天津における李鴻章とフルニエとの本交渉である。そしてこの三者それぞれに、検討すべき余地が残っている。

まず第一をみよう。デトリングは3月27日、フルニエとの会談内容を直接に上申するため、北上する必要を李鴻章に伝えている⁽²⁰⁾から、この日すでに、フルニエがデトリングに対し、講和の意向を示していた、と考えてよい。フランス側の記録によれば、講和にあたってかれが「フランスに必要な」ものとして力説したのは、「理論的な解決 (une solution théorique) ではなく」く、「実際的解決 (une solution pratique)」であり、それをさらに、「清朝の宗主権とベトナムの国境」という二大問題にきっちりケリをつける根本的な解決 (une solution radicale)」だと言い換えている⁽²¹⁾。「理論的な解決」を忌避しようという点、ブーレの場合と暗合する。けれども「清朝の宗主権」がもはや、その「理論」の中には入らず、「実際的」「根本的」に「解決」すべき課題となったところに、事態の変化をうかがうことができよう。フルニエが掲げた条件が、「曾紀澤

のパリからの召喚、アンナン・トンキンに対する清朝のあらゆる干渉の完全な断念」、賠償金の支払い、関税・辺境の協定⁽²²⁾となったのも、まさにそのためであった。

草案

ついで、第二の段階に入る。1884年4月17日、デトリングが天津にもどってきて、まず口頭で李鴻章に伝えたのは、フランス側が軍艦で中国の主要港を占領しようとしており、すみやかに講和をすれば、武力を行使させないことも可能だ、ということであった。李鴻章は翌日、これを電報で総理衙門に報じ、あわせて「説帖を呈するを俟ち、あらためて鈞署に緘致せん」と述べ⁽²³⁾、二日後の4月20日、これに対し、原則として交渉をみとめる上諭がくだっている⁽²⁴⁾。この上諭が醇親王奕譞の意見をとりいれていた⁽²⁵⁾ことからみると、北京政府の態度転換はこのあたりからはじまつたと思しい。

李鴻章は同日、ふたたび総理衙門に打電し、あわせてフルニエの「密函」を同封した書翰を送っている⁽²⁶⁾。22日にこれを受理した北京政府は、前述のとおり、李鴻章にフルニエとの交渉と協定の締結をまかせる命令をくだし⁽²⁷⁾、28日、曾紀澤の駐仏公使の任を解いた⁽²⁸⁾。

上海で馬建忠を介して、李鴻章からその知らせと来津交渉の依頼⁽²⁹⁾をうけたフルニエに、提督のレスペ (Sébastien Lespès) もパリ政府の承認のもと、4月30日、公式の交渉を行う権限を与えた⁽³⁰⁾。こうして両者は、交渉に向けて動き出すことになる。

レスペは上海から天津に向かうフルニエへ、協定すべき基本的な草案をわたしておいた。これを原文のまま、引用しよう。

I – La France s'engage à respecter et à protéger dans le présent et dans l'avenir contre toute agression et dans toutes circonstances, les frontières méridionales de la Chine.

II – Le Céleste Empire, rassuré par les garanties formelles de bon voisinage qui lui sont données par la France, quant à l'intégrité et à la sécurité des frontières méridionales de la Chine, s'engage:

1° à retirer immédiatement les garnisons chinoises du Tonkin;

2° à respecter, dans le présent et dans l'avenir, les traités directement intervenus ou à intervenir entre le Gouvernement Français et la Cour de Hué.

3° à admettre sur toutes les frontières du Tong-King, le libre trafic entre l'Annam et la France, d'une part, et la Chine, de l'autre, dans les conditions d'un traité de commerce assurant aux deux parties des avantages réciproques.⁽³¹⁾

すなわち、清越国境の画定とフランスによるその保障（第I条）、清朝軍の撤退（第II条第1項）、清朝による仏越間の条約の尊重（第II条第2項）、清越国境での通商（第II条第3項）という内容である。後述にみるとおり、李・フルニエ協定の原型となったのは、フルニエがこれをもとに、天津の交渉で提示した文案だった。したがって、少なくとも交渉にあたり、フランス側は一致して、以上の草案を前提に考えていたことになる。

「密函」

清朝の側はこれに対し、さきに言及したフルニエの「密函」を前提にしていた。清朝側が受理した「密函」とは、以下のような文面である。

一、中國は法國の和局を顧保するの憑據有るを須む。中國は亦た須らく、從前已に辦ぜし之事、人力の能く挽回する所に非ざるを曉得すべくして、當に保つべき所の者は後來の和局、是なり。現在法國、既に中國南省の強鄰爲れば、中國は宜しく之と南省の通商章程、並びに税關規則を訂立すべし。日後の商務、愈よ旺んとなれば、則ち兩國の交情、愈よ密ならん。

二、現在の情形、既に已に是の如くなれば、中國は即ちに、必ずしも法を想ひて以て法國の
ベトナム 越南を保護するの權利を限制、或いは攔阻せざるべし。法國は此の事に於て現まに局を定めり、此より後は必ず成例に遵ひて辦理す、中國は惟だ之に因りて以て利と爲す有るのみ。越南の口を開き商を通ずるは、法國必ず資を出して運河・鐵路を修造す。而して其の利を收むる者は、必ず滇・粵の華商爲り、中國に於て益を爲すること尤も大なり。

三、擬訂せる約章の中に於ては、法國、力を極して、約中の措詞に必ず以て中國の體面を全うする有りて、中國の朝貢の邦に於て、天朝の應に有つべき威權を少失するに至らざらしむるを擔保せんと願ふ。

四、中國は宜しく迅やかに駐法公使曾侯（曾紀澤）を將て調開すべし。曾侯の辦事未だ妥ならざるに縁ればなり。中國、其を將て調回するに、甚だ題目有り。……

五、法國は中國に向ひて兵費を索償せんと欲す。且らく此の機會に乗じて其の兵力を用て東方の沿海地方を占據し、以て質押と爲さんと擬す。中國如し果して法國と實心に睦を敦くし、早きに及びて挽回せば、法國も亦た此の層を將て力を極して相ひ譲るべし。……⁽³²⁾

すなわち、第一に友好關係維持と通商のとりきめ、第二にフランスのベトナム保護の承認、第三に清朝の「體面」保持、第四に曾紀澤の解任、第五に賠償金という内容である。これを前註(31)にみたフランス側の交渉草案とつきあわせてみると、第三・第四・第五の趣旨が、フランス側の草案にはないことがわかる。交渉に入るときにはすでに、曾紀澤は駐仏公使の任を解かれていたから省くと、第三・第五の有無に双方の齟齬があるといえよう。

北京政府内での協議をへた5月4日、正式に交渉の権限を付与する密諭が李鴻章に下った。そこには「目前、最も要なる者」として、「越南」が代々「職貢を修めて」、「我が藩屬」である、という「成憲」をかえてはならん、通商にさいしフランス人が雲南省に入ってはならない、賠償金支払はまかりならん、との命があった⁽³³⁾。これによれば、フランス側の交渉草案には含まれない「密函」の第三条と第五条に、北京政府が着目していた、ということになる。

そもそもフルニエの「密函」なるものの由来が不明である。かれが4月6日、北上するデトリングに書面を託した、という記録は確かに存在する⁽³⁴⁾けれども、その具体的な文面は今のところ、この漢文テキストしかみることができない。

わざわざ「福禄諾一人の私見」と記しているし、起草の時期もちがうのだから、仏文と漢文の間にみえるこうした齟齬は、偶發的に生じる範囲のなかにあるとみてかまわない、という論理も

なりたつであろう。

じっさい「密函」第五条にありながら、レスペの伝えた基本草案に存在しない賠償金の問題は、つとにデトリングとの会談で提起されたことはまちがいないし、フルニエも天津の交渉で、あらためてとりあげている⁽³⁵⁾。ただしこれは、フルニエの「私見」と事後の交渉経過が一致する例であるので、問題とするにはあたらない。

それに比して、「密函」第三条の「中國の體面を全うする」という趣旨は、フランス側の史料によるかぎり、フルニエが事前にせよ事後にせよ、それを提起した、という根拠がみいだせない。協定の交渉以前では、この「密函」にしか出てこない趣旨なのであって、かれがもともとデトリングに手交した書面に、そうした文言がなかった可能性も考えられる。天津での交渉を記したフランス側の記録では、この条項の挿入は「李鴻章の提案によ（sur la proposition du vice-roi）」る、という見解で一致する⁽³⁶⁾。それがなぜ、つとに4月6日付フルニエの「密函」漢文テキストに、フランスが「願」う、と記してあるのか、その具体的な内情はわからない。いずれにしても、こうした齟齬の存在から、まちがいなくみてとれる事実は、この条件が清朝の側にとって、きわめて重大だった、ということである。

3 天津交渉

議論

以上を念頭に置いて、いよいよ第三段階の交渉そのものに移ろう。5月5日、天津に到着したフルニエは翌日、李鴻章と交渉を行い、おおむね合意に達し、5月11日、5カ条の協定をむすんで調印することとなった。

こうした交渉の経過はフランス側・清朝側双方ともに記録があり、フルニエが用意した3カ条の原案を提示し、双方で議論した、という大づかみな流れは、たがいに一致する。しかしながらその細部には、なお考えるべき余地が存在する。

まずフランス側の史料をみよう。李・フルニエ協定の第1条・第2条をきめる交渉を描いて、以下のようにいう。

激論が交わされた。とりわけ〔李・フルニエ協定の第2条〕第2項に多くの異議がでて、ひとつの言葉について徹底的な議論を要した。それは respecter である。第2条は以下のようない文面である。

《Le Céleste Empire, rassuré par les garanties formelles de bon voisinage qui lui sont données par la France, quant à l'intégrité et à la sécurité des frontières méridionales de la Chine, s'engage: 1° à retirer immédiatement, sur les frontières, les garnisons chinoises du Tonkin; 2° à respecter, dans le présent et dans l'avenir, les traités directement intervenus ou à intervenir entre la France et la cour de Hué. (清朝は、南方国境の保全に関しフランスから友好的な隣接の保証をえて、不安を払拭したので、1°トンキンに駐留する清朝軍を、

即時に国境まで撤退させることを約し、2°現在および将来において、フランスとフエ朝廷のあいだで直接むすばれた、もしくは、むすばれる条約を尊重することを約す。)》

李鴻章は *respecter* を別の語に換えることを望んだのに対し、フルニエはこのままでなくてはならぬと主張した。それにはそれなりの理由がある。第2条第2項とくに *respecter* の語は、要するに、宗主権の行使を放棄せしめるものであって、こうしておかないと、宗主権そのものを放棄せしめなくてはならなくなる (*l'abandon de l'exercice de la suzeraineté, sinon l'abandon de la suzeraineté elle-même*)。だから、何よりもこの語を重視したのである。けっきょくそれが実現したわけであるが、そのいきさつはこうである。

フルニエは協定の条文を読み上げてゆくときにはきわめて注意深く、前の条文が受け容れられて公式な翻訳がなされてからでないと次にすすまなかったから、第2条の議論のときには、第1条のテキストはすでに翻訳がなされて、李鴻章も受け容れていた。その第1条は、以下のとおりである。

《*La France s'engage à respecter et à protéger contre toute agression d'une nation quelconque, et en toutes circonstances, les frontières méridionales de la Chine, limitrophe du Tonkin.* (フランスは、ベトナムと隣接する清朝の南方国境を尊重して、いかなる国のあらゆる攻撃からも守ることを約す。)》

この条項は実際には、隣接する友好国の義務を誇張して説明したにすぎない。そして、このとき李鴻章は、第2条にふたたび *respecter* という語が出てくるとは知らなかつたので、この語に重い意味をもたせたらしい。というのも清朝は、第1条ではこの語が有利だったからである。しかしまったく同じ理由で、フルニエは第2条で、べつの語にさしかえるのを拒否した。フランスの正当な利益にかかわって、この語が同等の重要性をもつことを切望したのである。議論を重ねて、同義語をさがしたけれども、それは実を結ばず、この条項は上のとおりに定まったのである。⁽³⁷⁾

両者の駆け引きがよくわかる叙述である。

前註(31)に引くレスペの草案と対比してみると、引用する李・フルニエ協定第1条は、レスペ草案の第I条と文言が異なるだけで、あつかう問題、趣旨そのものに変化はない⁽³⁸⁾。第2条はレスペ草案第II条の1°、2°と、文言にいたるまで、ほぼ同じである。第3条はレスペ草案にはなかった賠償金要求を放棄する文言を、前半に増補したうえで、通商問題をあつかう草案第II条の3°を独立させ、いっそう整えた内容であるから、その限りにおいて趣旨はかわらない。

つまり結果だけをみていれば、フランス側の要求が若干の修正をへて、ほぼ原案どおりに決まったことになる。しかしながら、それはまったく異議がなかった、というわけではない。ここでとりわけ問題になったのは“*respecter*”という語であり、李鴻章の関心のありかを、そしてフランス側の譲歩の限界を示すものであった。

このあたりの事情は、清朝側の記録をみると、いっそう明瞭になろう。フルニエから切り出した問答形式になっている。

「此の稿、已に三款有り。第一款に云はく、〈中國の南省、越南北圻の邊界に毎連す。外國の何人を論ずる無く、前來し侵犯せば、何なる情形に係るを論ずる無く、^{フランス}法國は均しく應に保全護助すべきを約明す。〉と」

「此の條、中國に於て何の益する處有りや」

「將來、別の國、如し中國と釁を開く有れば、法國、^{ひそか}暗地に之と約を立て礙中國に有らしむる能はず。且つ〈保全〉の二字は、即ち法國再びは侵犯せざるの意に係る。第二款に云はく、〈中國既に法國、實在の憑據を以て、中國南省の邊界に於て侵占滋擾するを得る勿きを許すを經ば、中國、即ちに北圻に駐紮せる各防營を將て退回するを約明す、並びに、法・越已定・未定の各約に於て、概ね不問に置くを約明す。〉と」

.....

「此の條の〈不問〉の二字、何の意思に係るや」

「〈不問〉の二字は、〈不認〉の二字と輕重の別有り。中國、法・越の條約を不問とするは、並びに其の約を認允するに非ず。猶ほ法國、越南の中國に朝貢するの事を不問にすとも、亦た中國の屬邦を承認するに非ざるがごときなり」

「何ぞ即ちに此の節を將て條約に寫上せざるや」

「彼此議論せること三年なるは、正に此の事が爲なり。若し〈屬國〉の字様を載入せば、法國斷じて明認する能はず。且つ此の種の簡明條約、最も人の挑剔する有るを怕るれば、全て措辭體を得、中國に於て礙無きに在り、所以に另に一條の渾融して内に在らしむるを須む。」

.....」⁽³⁹⁾

このように、同じ respecter という語に、第1条の議論では「保全」、第2条では「不問」というまったく異なる訳語を与えて、記録を作っているわけである。李・フルニエ協定「の規定の内容」「のあいまいさ」⁽⁴⁰⁾は、こうした交渉のありようにも由来する。

逆にいえば、ここが双方の重大な係争点であって、それぞれの言語に応じて、フランス側にも清朝側にも受け入れられる交渉記録と条文テキストが、したてあげられたとみることができよう。こうした事情は、一年半前の李・ブーレ覚書の交渉に酷似する⁽⁴¹⁾。そして今回も、清朝側で通訳にあたって妥結に至らしめたのは、上海からフルニエに同行してきた馬建忠であった⁽⁴²⁾。

争点

李・フルニエ協定の第1条・第2条はこのように、「あいまい」ではありながら、ともかくも双方、条文の語義にかかる議論をつくし、たがいに納得した文面であった。必ずしもそうはいかなかつたのが、第4条である。

その第4条の条文とは、上に述べた「密函」第三条の「全中國體面」の趣旨にもとづくものであって、以下のような文面である。

法國は現ま越南と議改せる條約の内に、決して中國の威望體面を傷礙するの字様を挿入せず、並びに以前に越南と立てし所の各條約にて東京に關涉せる者を將て、盡く銷廢を行ふを約明

す⁽⁴³⁾。

しかしこの条文をめぐっては、交渉記録の漢文テキストに直接ふれるところがない。関わってくるのは、第2条を議論する、前註(39)の引用文途中で省略をほどこしたくだりである。そこに、李鴻章がとくに要求をもちだして、口火を切ったやりとりがあり、

「從前法越の甲戌條約に〈何れの國を論ぜず、皆な統屬無し〉と云ふ。去年七月の新約の首條に云へらくは〈越南に何れの國との交通有れども、必ず法國に由り掌管せらる、即へ大清國といえども亦た均しく預るを得ず〉云云と。此等の話は中國數百年來の越南の上國爲るの體制に於て、大いに違礙有り、必ず須らく刪改すべし」。

「此の事は再めて商して、末後に另に一條を添へ、専ら法・越の歴次の約章を論すべし」。

「必ず須らく歴次の約章を將て銷廢し、另に議改を行ふを説明すべし」。

「亦た商量すべし」。

という。ここでフルニエが「另に一條を添」えると言及したものが、李・フルニエ協定の第4条に相当し、前註(39)の引用文末尾の「另に一條の渾融して内に在らしむるを須む」とも呼応する。フルニエから言い出した、と記すところ、「密函」の内容とも矛盾のないかたちになっているわけである。

ひとまず条文がまとまった5月7日、李鴻章は総理衙門にあて、上の交渉記録を同封した書翰を送り、第4条の文面をも引用しつつ、

四月初十日（1884年5月4日）の密諭の各節内にありし「越南の職貢は舊に照らせ」との一節は、已に第四款の「法國は現ま越南と議改せる條約〔の内〕に、決して中國の威望體面を傷礙するの字樣を挿入せず〔と約明す〕」の内に櫻括せり。福祿諾の云ふに據りたるに、「法は已に駐京新使巴德諾を派し越に往かしむ、如し准行を蒙らば、伊外部に電達し、巴使をして越王と另に議さしめ、甲戌及び上年の約内にありし中國の屬邦に違礙せるの語義を將て、盡く刪除を行はしむべし」とあり。明認して中國の屬邦と爲すを肯せざればなり。⁽⁴⁴⁾

と記して、その意図を釈明した。条文だけをみれば、李鴻章はベトナムが「藩屬」である、という「成憲」をかえてはならない、という訓令「に違反しているきらいがある」⁽⁴⁵⁾。けれども李鴻章本人は、そうではない、フランスがベトナムを「中國の屬邦」だと「公然と承認（明認）」することは望めないため、「越南の職貢は舊に照ら」す、との文言を「修改（櫻括）」して第4条に入れたのだ、と説明したのであり、なかんづくフルニエの発言を引用したくだりで、「中國の體面」を「中國の屬邦」と言い換えているところに注目したい。つまり「職貢」「屬邦」という清朝とベトナムとの関係は、明文化できなかったけれども、第4条をもうけたことで、依然として継続している、とみなす立場なのである。

清朝の側はここにおいて、ベトナムを「屬邦」と位置づけ続ける姿勢を明確にした。これを交渉以前の李鴻章らの姿勢と考えあわせると、従前はトンキン保護のため、「屬邦」をその理論的根拠とし、両者を不可分とみなしていたのに対し、このフルニエとの交渉を通じ、保護は分離後退して、「屬邦」ばかりが残存することになったわけである。もっとも、そのいわゆる「屬邦」

の客観的な意味内容が何か、はこの時点ではなお、明らかではない。その考察は、以後の過程をあつかう次稿にゆずりたい。

そうした李鴻章の弁明と意図と姿勢が、誤りなくフランス側に伝わっていたかどうかも、また別の問題である。先にも述べたように、フランス側の記録では、この第4条の条文が入ったのは李鴻章の提案による、というみかたで一致する。ここでいっそ注目したいのは、その第4条をフランス側がどう解釈していたか、にある。条文の仏文テキストは、以下のとおりである。

Le Gouvernement français s'engage à n'employer aucune expression de nature à porter atteinte au prestige du Céleste Empire dans la rédaction du Traité définitif qu'il va contracter avec l'Annam et qui abrogera les traités antérieurs relatif au Tonkin. (フランス政府は、近々 ベトナムと締結し、またトンキンに関わる従前の条約を無効にする確定条約の条文にて、清朝の威信を傷つけるような表現を使わないことを約す)

フランス側の記録では、この条文を説明して、「フエ条約第1条をとりたてて対象とする。アルマン氏が条約作成時、きわめて適切にも、「清朝も含めて」という文言 (les mots: «y compris la Chine») を挿入したものである」という⁽⁴⁶⁾。前註(44)に引いた漢文史料とつきあわせてみれば、「中國の屬邦に違礙せるの語義」とは、「清朝も含めて」という文言にひとしい。清仏双方の理解は、この「文言」の「語義」がおよぶ範囲をどうみるか、で著しく異なっていた。

協定締結直後の5月15日、すでにフランス首相兼外相のフェリ (Jules François Camille Ferry) がフルニエに、「第4条の意味について、何の異論もおこらないようにするのが重要である」と打電して、

よろこんで *y compris la Chine* という文言を抹消しよう。しかしそれは、事態の本質を何ら変えるものではない。フランスのフエ駐在官がベトナムの対外関係を指揮するのであって (notre résident à Hué sera le ministre des relations extérieures de l'Annam), それが保護国には欠かせない (C'est l'essence du protectorat)。さもなくば第4条は、清朝があらためてベトナム問題に干渉する口実を与えることになる⁽⁴⁷⁾。

と述べ、いわば釘をさしていた。これをうけて5月17日、李鴻章にその旨を伝えた、というフルニエ自身の報告には、

第4条の問題について、わたしは以下のような文書を李鴻章にわたした。「フランス政府は、確定した条約の条文から *⟨y compris la Chine (清朝を含めて)⟩* という表現を削除するよう、パトノートル氏に促すだろう。しかしそうした改訂は、*〈中國の體面〉* を尊重するものであつて (introduite [par courtoisie et]par déférence pour le prestige du Céleste Empire), 1883年8月25日の講和条約第1条、あるいはほかの条項の意味を、少しも変えることにはならない、とフランス政府は承知している。総督はわたしに、それこそ、求めてきた改訂にまちがいない、と言った⁽⁴⁸⁾。

とある。「」内が前註(44)の史料に引用するフルニエの発言に対応するものの、両者のあいだには、やはり齟齬がある。

漢文の史料はおそらく故意に、フルニエが強調したはずの「フランス政府」の解釈には言及しない。そしてフランス文の史料が、「中國の體面」なる文言を「中國の屬邦」だとみなす清朝側の解釈に言及しないのも、またいうまでもない。李鴻章は“y compris la Chine”的削除を、「越南の職貢は舊に照ら」す、という清朝・ベトナムの関係全体にかかるものとみなさなくてはならなかった。フランス側はそれに対し、前年のフエ条約における特定の文言を対象にしただけで、条約そのものの意義は「何ら変」わらない、という理解なのである。

上のやりとりでみたとおり、実際に李・フルニエ協定調印後まもなくの6月6日、フランスはベトナム政府と第二次フエ条約をむすんで、第一次フエ条約に明記されていた「清朝をふくめて（y compris la Chine）」の文言を削除した⁽⁴⁹⁾。李・フルニエ協定第2条第2項のフランス・ベトナム間の条約「尊重」の規定とあいまって、それが「清朝の宗主権」という問題に「根本的解決」を与えた、というのがフランス側のみかたである。こうした点、さしあたり特定の「語義」を指弾し、その「刪改」を求めながら、究極的にはもっとひろく、旧来のベトナムとの関係継続をも含む条文だとみなそうとする李鴻章・清朝側とは、矛盾が潜在していた。

フランス側で当時、この点を察知したのは、協定合意直後に「ベトナム問題に干渉する口実を与える」かもしれない、と懸念したフェリを除けば、駐華公使解任ののち、休職処分をうけていたブーレだけだったかもしれない。かれが臨時代理公使スマレ（Marie Joseph-Claude-Édouard-Robert, vicompt de Semallé）にあてた書翰に、

この条約には、わたしがかつて断乎、却けた二つの条項がある。ひとつは、フランスがベトナムと結ぶ条約で、清朝の威信（le prestige de la Chine）を傷つけるような条項を挿入しない、と約するものである。この条項は、ベトナムに対する清朝の宗主権を廃止する意味のことをフランスが口にしない（nous ne dirons rien qui implique l'abolition de la suzeraineté sur l'Annam），という意味しかないし、あるいはそう明示するものである。そんな約束をするのは、必然的にそれを承認したことになる。……フランスがフエに保護権をもったことに對し、北京朝廷はフルニエ協定にもとづいて、われわれにいうだろう、「ある国の保護（protégér un pays）を決める条約に反することは何もない。そこがわが属国である（nous en sommes les suzerains）だけに、いっそわれわれは関心をもつだけだ」と⁽⁵⁰⁾。

と述べているのは、さすがにかつて、同じ李鴻章との交渉にたずさわって苦杯を嘗めただけあって、まさに清朝側の論法の核心を洞察したものといえよう。ほかならぬこの点が、後々まで問題となるのである。

4 結末

協定の位置

李・フルニエ協定は、交渉当事者の双方ともに現状をよく認識し、互いの利害をもわきまえ、条文の語義を各々それなりに確定したうえで、合意したものだった。こうした点、交渉当初より

双方の見解に相違があり、条文の文面においても齟齬を払拭できなかった李・ブーレ覚書の場合より、前進をみたといえよう。李・フルニエ協定を評して、「紛争を実質的に終結させる内容をもつ」といわれる⁽⁵¹⁾のも、故なしとしない。実際この協定が、ほぼ一年後に清仏戦争を終結させる天津条約の、事実上の下敷にもなるのである。

しかしながらこの協定に限ってみれば、文面はすこぶる「あいまい」で、微妙なその含意は、おそらくフルニエと李鴻章周辺の交渉当事者にしか納得できない底のものだった。そのために文書表現はともかく、その解釈をめぐっては、やはりなお齟齬が残らざるをえなかつた。

本稿の考察によれば、この李・フルニエ協定にいたる交渉の過程を通じ、清仏双方はトンキンに対する清朝の保護を放棄することは了解した。しかしながら、この保護の放棄と従前からの清朝・ベトナム間の関係継続とをいかに関連づけるについては、なお一致をみていない。清朝は両者が矛盾しないとみたのに対し、フランス側は矛盾するとみなしたからである。

たとえば北京政府は、前節に論じた第4条に対して、そ「の規定があいまいなことをあやぶんで、確定条約では「越南の冊貢は、舊に照して辦理す」と明記せよ、と指示した」⁽⁵²⁾。その危惧は的中するのである。

またたとえば、のちに清仏戦争の収拾に大きな役割を果たす洋閥総税務司ハート（Sir Robert Hart）も当時、交渉がこんなに早くまとまるとはいぶかしい、と喫驚しながら、「この協定はかつてみたこともない奇妙な文書であり、文面は真意を伝えていない」と述べている⁽⁵³⁾。かれの評言は当時、フランスとエジプトを争っていたイギリス人という立場を離れて考えるわけにはいかない。けれども李・フルニエ協定の特徴に関するかぎり、あまりにも早くにまとまったばかりか、文面も理解しがたい、というのは、正鵠を射た意見であろう⁽⁵⁴⁾。理解しがたい文面は、とりもなおさず清仏双方の矛盾をはらんだものであり、早すぎた合意は矛盾の解消をいつそう困難にするものだったからである。

矛盾の顕在化と清仏の開戦

李・フルニエ協定の調印で和平にむかうかに見えた清仏の対立は、その実施にあたって紛糾を生じ、かえって破局にむかえる結果になった。その間の経緯は、もはや明らかになっているので、くわしくくりかえす必要はあるまい。

戦争を導く契機になったのは、1884年6月23日、北黎^{バカリ}の武力衝突であり、その直接的な原因をなしたのは、双方の撤兵問題であった。そこで李・フルニエ協定第2条第1項、すなわち、“retirer immédiatement, sur les frontières, les garnisons chinoises du Tonkin（將所駐北圻各防營、即行調回邊界）”という文言の解釈に対立を生じた⁽⁵⁵⁾のである。

しかし「協定自身」の「もっていた」「きわめてあいまいな内容」⁽⁵⁶⁾は、それだけにとどまらない。「あいまいな内容」に潜在していた両者の矛盾が、すぐれて実務的で切迫した軍隊の撤退において、まず典型的にあらわれた、とみるべきであろう。戦闘が再燃し、双方ともに強硬な態度をとらざるをえなくなってくると、李・フルニエ協定で折り合ったはずの利害対立は、ふたた

び顕在化し、「あいまいな」協定そのものを俎上にのぼさざるをえなくなる。

7月1日、フランスの臨時代理公使スマレと会談したハートは、撤兵問題で清朝側を非難するスマレの発言を総理衙門に伝えて、次のようにいう。

まちがいなく清朝側の言い分があやまっている。何となれば、李・フルニエ協定の末尾には、「仏文テキストを正文とする」と明記してあるからだ。この協定はすでに調印したものだから、双方ともに遵守しなくてはならない。……くわえて、協定第2条にいう「概ね不理に置く」という文面は、仏文テキストでは「中國は駁せず」という意味であり、また第四条の「中國の體面を傷礙せる字様を挿入せず」は、仏文テキストでは「中國の位分なる字様を載入せず」という意味であって、いずれも漢文テキストとは異なる。……⁽⁵⁷⁾

前節でとりあげた李・フルニエ協定の第2条第2項と第4条も、このように論及されていて、ヴェトナム問題全体にかかるこれらの条文にも、矛盾が存していたのであり、またそれを清仏双方が明確に自覚したことになる。

李・フルニエ協定は、スマレがいうように、仏文テキストを正文とする、という条項を設けていた。これは条文解釈をめぐって紛糾が起こるのを、またフランスが不利に陥るのを未然に防ごうとしたフルニエの配慮によるものだった⁽⁵⁸⁾。ところが実際に衝突がおこってみると、その原因は協定テキストの異同に帰せられたのである。

こうしたテキストの齟齬は、前節にも述べたとおり、客観的にみれば、むしろ清仏の立場のちがいを折り合わせるべく、半ば意図的に残されたものである。ところが、潜在していた双方の矛盾がいったん顕在化してしまうと、そもそも協定条文、およびその翻訳が不備だったのであり、そこから清仏の対立が生じた、とみなされるようになった。その事態は、ハートがいみじくも、

5月〔の李・フルニエ〕協定の仏文テキストは、清朝は宗主権を放棄する（renounced sovereignty），という意味なのに対し、漢文テキストは、フランスが保護権の要求を撤回する（withdrew protectorate claim），という意味になっている。漢文テキストがこのような意味だから、清朝は躊躇なく協定を受諾したのであって、清朝がとりきめたのは仏文テキストではなく、漢文テキストなのである。

と述べた⁽⁵⁹⁾とおりである。

総理衙門もしたがって、調停を依頼したアメリカ⁽⁶⁰⁾に対し、条約・協定を守っていないのは、清朝ではなくフランスである、と公言非難して⁽⁶¹⁾、

この〔李・フルニエ〕協定の第4条に、「法國は決して中國の威望體面を傷礙するの字様を挿入せざるを約明す」とあるから、フランスは以後、^{フランス}越^{ベトナム}に対して「中國の威望體面を傷つけるようなことをしてはならないことが明白にわかる。ところが1884年6月6日、フランスのフエ駐在大臣はベトナム国王に迫って、国王が受けている中國の冊書と寶璽を清朝に送還させた。これは「中國の威望」にとって、大いに「傷礙」のあるものにはかならない。フランスが李・フルニエ協定に明らかに背いた一例である。⁽⁶²⁾

と述べるにいたった。そしてとりわけ8月26日、フランスの「背約失信」を掲げて、「対内的な

宣戦布告」をおこなって⁽⁶³⁾以後は、こうした李・フルニエ協定、とくにその仏文テキストの規定に拘束されない、という立場を明確に打ち出すようになる。この両者の隔たりを埋める手だけは、さしあたってはもはや、みあたらなかった。かくて清仏の対立は、抜き差しならないものとなり、武力で雌雄を決するほか、なくなつてゆくのである。

註

Abréviation:

AE: France, Ministère des affaires étrangères

- (1) Henri Cordier, *Histoire des relations de la Chine avec les puissances occidentales, 1860-1900*, Tome 2, 1902, Paris, p. 388. なお Un diplomate [Albert Billot], *L'Affaire du Tonkin: Histoire diplomatique de l'établissement de notre protectorat sur l'Annam et de notre conflit avec la Chine, 1882-1885*, Paris, [1885], p. 161 は、この文言をヴェトナム側の要求で入れたという。
- (2) 坂野正高『近代中国政治外交史——ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』東京大学出版会, 1973年, 355頁, ルビは引用者。また、拙稿「属国と保護のあいだ——一八八〇年代初頭、ヴェトナムをめぐる清仏交渉』『東洋史研究』第66卷第1号, 2007年, 17~18頁も参照。
- (3) 前掲拙稿, 16~20頁。
- (4) 孔祥吉「甲申易樞與中法戰爭」, 同「『樸園越議』與中法戰爭時之清廷」, 同『晚清史探微』巴蜀書社, 2000年, 所収, 327, 343~344頁。派閥対立として甲申易樞をとらえた最近の研究に, 林文仁『南北之爭與晚清政局 1861-1884——以軍機處漢大臣為核心的探討』中國社會科學出版社, 2005年がある。
- (5) たとえば, 『李文忠公全集』譯署函稿卷14, 「呈越事機要兼保陳季同」光緒9年8月27日, 頁51をみよ。
- (6) AE, *Documents diplomatiques, Affaires du Tonkin, Deuxième partie, décembre 1882-1883*, Paris, 1883, Tricou à Challemel-Lacour, tél., le 25 octobre, 1883, p. 243.
- (7) 『李文忠公全集』譯署函稿卷15, 「論越事」光緒9年9月26日, 頁7~9。
- (8) 李恩涵『曾紀澤的外交』中國學術著作獎助委員會, 1966年, 205~206頁。
- (9) Tricou à Challemel-Lacour, tél., le 29 octobre, 1883, Sienkiewicz [Jules Ferry] à Tricou, tél., Confidentialle, le 11 novembre, 1883, Tricou à Jules Ferry, tél., Confidentialle, le 17 novembre, 1883, citées par Cordier, *op. cit.*, pp. 408, 409.
- (10) 『清光緒朝中法交渉史料』卷13, 「總理各國事務衙門奏請簡派德大臣並令兼使法國曾紀澤專充出使英俄毋庸兼充使法摺」光緒10年4月初4日, 「上諭」同日, 頁37。
- (11) 李恩涵前掲書, 215頁。
- (12) 坂野前掲書, 358頁。
- (13) 『清光緒朝中法交渉史料』卷13, 「出使英法大臣曾紀澤來電」光緒10年3月24日到, 頁11。
- (14) 同上, 「發出使英法大臣曾紀澤電」光緒10年3月25日, 頁12。
- (15) 同上, 「軍機處寄李鴻章電信」光緒10年3月27日, 頁25。
- (16) 同上, 「軍機處寄李鴻章信」光緒10年4月初2日, 頁33。
- (17) 前掲拙稿, 12~15頁。
- (18) 前掲拙稿を参照。
- (19) Cordier, *op. cit.*, p. 431, Un Diplomate, *op. cit.*, p. 155, F.-E. Fournier, "La France et la Chine au traité

de Tien-Tsin: Souvenirs diplomatiques," *Revue des deux mondes*, 6e période, Tome 65, Oct. 1921, pp. 776-777.

このときのデトリングの活動およびその動機は、それだけで研究課題となりうる問題である。自分の新しい任地の広州をフランス軍の攻撃から守る、という動機を示唆する Hosea B. Morse, *The International Relations of the Chinese Empire, Vol. 2, The Period of Submission, 1861-1893*, Shanghai, etc., 1918, p. 353 の説明は、モースがデトリング本人から聞いたものかもしれないけれども、それだけが理由だとはとうてい信じがたい。「たまたま」フルニエと「一緒にな」った、という坂野前掲書、358 頁の説明も、再考を要するであろう。

- (20) 『李文忠公全集』電稿卷 2, 「寄譯署」光緒 10 年 3 月初 1 日辰刻, 「覆粵督張振帥」光緒 10 年 3 月初 5 日酉刻, 頁 3, 5. John K. Fairbank, Katherine F. Bruner & Elizabeth M. Matheson, eds., *The I. G. in Peking: Letters of Robert Hart, Chinese Maritime Customs 1868-1907*, 2vols., Cambridge, Mass., etc., 1975, Vol. 1, letter Nos. 476, 477, Hart to Campbell, Z/172, Z/173, Apr. 20, 27, 1884, pp. 540-543. *Archives of China's Imperial Maritime Customs, Confidential Correspondence between Robert Hart and James Duncan Campbell, 1874-1907*, compiled by Second Historical Archives of China & Institute of Modern History, Chinese Academy of Social Sciences, Beijing, 4vols., 1990-1993, Vol. 3, 1992, Telegraph No. 890, Hart to Campbell, No. 117, Apr. 26, 1884, p. 1132.
- (21) A. Gervais, "Diplomatie chinoise: Li Hung-chang et le commandant Fournier," *Revue politique et littéraire (Revue bleue)*, 3e ser., Tome 34, No. 15, Oct. 11, 1884, p. 451.
- (22) *Ibid.* Un Diplomate, *op. cit.*, p. 155. AE, Archives diplomatiques, Correspondance politique des consuls, Chine, Tome 4, Ristelhueber à Jules Ferry, tél., Canton, le 7 avril, 1884.
- (23) 『清光緒朝中法交渉史料』卷 13, 「北洋大臣李鴻章來電」光緒 10 年 3 月 23 日到, 頁 10。
- (24) 同上, 「軍機處密寄署直隸總督李鴻章上諭」光緒 10 年 3 月 25 日, 頁 17 ~ 18。
- (25) 孔祥吉前掲「『樸園越議』與中法戰爭時之清廷」343 ~ 344 頁。
- (26) 『清光緒朝中法交渉史料』卷 13, 「李鴻章寄總理各國事務衙門函」光緒 10 年 3 月 25 日, 頁 22 ~ 25。
- (27) 同註(15)。
- (28) 同註(10)。
- (29) Fournier, *op. cit.*, pp. 779-780. Gervais, *op. cit.*, p. 451. 『清光緒朝中法交渉史料』卷 13, 「北洋大臣李鴻章來電」光緒 10 年 4 月初 5 日到, 頁 38。
- (30) Cordier, *op. cit.*, p. 432.
- (31) *Ibid.*
- (32) 中國史學會主編『中法戰爭』全 7 冊, 新知識出版社, 1955 年, 第 5 冊, 「李鴻章寄總理各國事務衙門函」光緒 10 年 3 月 25 日に添付, 「法國水師總兵福祿諾密函」1884 年 4 月 6 日, 305 ~ 311 頁。引用した第三条は, 『清季外交史料』卷 40, 頁 9 所収のテキストでは第二条にくりこまれて, 冒頭の「於擬訂」の前が一文字分, 空格になっている。他方, 『清光緒朝中法交渉史料』卷 13, 頁 25 所収のテキストでは, 改段を施し冒頭の「於擬訂」の前に「一」という番号をふっている。いずれにせよ, 文章として不自然なのはまぬかれない。そのため『中法戰爭』所収のテキストは, 「三」以下の番号をふりなおしたものだろう。本稿では, わかりやすいように『中法戰爭』にしたがつたものの, こうした経緯も, 後述する疑惑の根拠をなす。
- なお坂野前掲書, 358 頁は, 「フルニエは, 「私見」として次の四条件を示した」として, 通商・中国の干渉拒否・曾紀澤の解任・賠償などを挙げるけれども, 「中國の體面を全うす」などの文言を見のがし, また「(一) トンキンを南北に分けて, フランスが現に占領している南部をフランスの支配圏とする」という, 漢文・仏文いずれのテキストにも存在しない文言を引いており, この叙述は依拠できない。
- (33) 『清光緒朝中法交渉史料』卷 14, 「軍機處密寄署直隸總督李鴻章上諭」光緒 10 年 4 月初 10 日, 頁 14, 坂野前掲書, 359 頁。

- (34) Gervais, *op. cit.*, p. 451. Un Diplomate, *op. cit.*, pp. 156-157.
- (35) 『清光緒朝中法交渉史料』卷 15, 「李鴻章致總理衙門信」光緒 10 年 4 月 13 日に添付, 「李鴻章與法國總兵福祿諾面談節略」頁 11 ~ 12。
- (36) Gervais, *op. cit.*, p. 453. Un Diplomate, *op. cit.*, p. 161.
- (37) Gervais, *op. cit.*, pp. 452-453. イタリックは原文。訳文では傍点をふった。
- (38) 邵循正『中法越南關係始末』國立清華大學, 1935 年, 129 頁註(16)。
- (39) 『清光緒朝中法交渉史料』卷 15, 「李鴻章致總理衙門信」光緒 10 年 4 月 13 日に添付, 「李鴻章與法國總兵福祿諾面談節略」頁 11。
- (40) 坂野前掲書, 361 頁。
- (41) 前掲拙稿, 8 ~ 12 頁。
- (42) 『李文忠公全集』奏稿卷 49, 「奏保馬建忠片」光緒 10 年 4 月 17 日, 頁 52, A. H. Foucault de Mondion, *La vérité sur le Tonkin*, Paris, 1889, pp. 27-28.
- (43) 李・フルニエ協定の漢文・仏文テキストは, *China. Imperial Maritime Customs, III.—Miscellaneous Series, No. 30, Treaties, Conventions, etc., between China and Foreign States, 2vols.*, Shanghai, 1908, Vol. 1, pp. 682-684 に拠る。
- (44) 『清光緒朝中法交渉史料』卷 15, 「李鴻章致總理衙門信」光緒 10 年 4 月 13 日, 頁 10。[] は前註所掲の協定の漢文テキストで補った。
- (45) 前註(33), 坂野前掲書, 360 頁。
- (46) Gervais, *op. cit.*, p. 453.
- (47) AE, *Documents diplomatiques, Affaires du Tonkin, Convention de Tien-tsin du 11 mai 1884. Incident de Lang-son*, Paris, 1884, Jules Ferry au Commandant Fournier, [tél.,]le 15 mai, 1884, pp. 15-16.
- (48) Rapport du commandant Fournier au ministre de la marine, 1er juin, 1884 cité par Cordier, *op. cit.*, p. 442. 引用文のうち「」内は, フルニエが「天津を立ち去るに先立って」「李鴻章を訪れて, 協定の中の不明確と思われた部分の解釈をはっきりさせるため」「提出した」, いわゆる「五月十七日のメモ」(坂野前掲書, 360 頁)の大略である。「メモ」の全文は, Cordier, *op. cit.*, p. 498 に引く。引用文中の[]もそれで補った。
- (49) 坂野前掲書, 355 ~ 356 頁。第二次フエ条約の条文は, Cordier, *op. cit.*, pp. 487-490 をみよ。
- (50) Marie J.-C.-É.-R., comte de Semallé, *Quatre ans à Pékin, août 1880-août 1884. Le Tonkin*, Paris, 1933, p. 193.
- (51) 坂野前掲書, 351 頁。
- (52) 坂野前掲書, 360 頁。『清光緒朝中法交渉史料』卷 15, 「軍機處密寄署直隸總督李鴻章上諭」光緒 10 年 4 月 19 日, 頁 30 からの引用部分は, 訓読に開いて引用した。
- (53) *Archives of China's Imperial Maritime Customs, Vol. 3, Telegraph No. 910, Hart to Campbell, No. 128, May 14, 1884, p. 1134. Fairbank, et al., eds., op. cit, letter No. 480, Hart to Campbell, Z/175, May 14, 1884, p. 546.*
- (54) たとえば, 当時の『東京日日新聞』明治 17 年 5 月 31 日, 「清仏条約 昨日ノ統」は, このハートの評言と同じく, 第 4 条の条文の「奇妙」さをとりあげ, その事情をはかりかねて, 「封冊の虚礼」つまり朝貢関係を継続させようとの「内約」があったと推測している。もちろん事実はそうではなかった。後註(62)を参照。
- (55) 坂野前掲書, 361 ~ 362 頁。
- (56) 同上, 361 頁。
- (57) 『清光緒朝中法交渉史料』卷 18, 「軍機處錄呈總理各國事務衙門與赫德問答等件片」光緒 10 年 5 月初 10 日に添付, 「總理各國事務衙門與赫德問答」頁 14 ~ 15。スマレがいうところの「中國は駄せず」とは, "respecter" を漢訳したもの, 「中國の位分なる字様を載入せず」は, "y compris la Chine" という文言を入れない, という意味であろう。このような箇条的な具体的記述は, フラン

- ス側の史料にみあたらない。Semallé, *op. cit.*, pp. 205, 216には、スマレの外務省あて電報をひき、総理衙門に対し、李・フルニエ協定の「漢訳に抗議」したという記事を載せる。
- (58) Gervais, *op. cit.*, p. 453. ちなみに『清光緒朝中法交渉史料』卷15、「中法簡明條約」頁12（蔣廷黻編『近代中國外交史資料輯要』中巻、商務印書館、1934年、333頁）には、「正文は仏文テキストとする（le texte français fera foi）」に対応する漢文の条文を載せない。坂野前掲書、360頁はこれに誤られて、「協定の漢文テキストにはこの正文に関する規定が入っていない」というが、實際には『清季外交史料』卷40、「中法會議簡明條款」頁35に「以法文爲正」とあるように、きちんと書き込まれている。『清光緒朝中法交渉史料』の不採録が、不注意によるのか、故意のものだったか、はいまのところわからない。以後の清朝側の主張、そして民国以後の民族主義のありようからして、後者の疑いも払拭できない。
- (59) *Archives of China's Imperial Maritime Customs*, Vol. 3, Telegraph No. 985, Hart to Campbell, No. 160, Nov. 18, 1884, p. 1146.
- ハートはそのため、清朝が1884年末、イギリスに調停を依頼したのに乘じて、李・フルニエ協定批准のさいには、英語でも条文テキストを作成し、清朝は漢文を、フランスは仏文を正文とするが、ただし齟齬のある場合は、英文テキストによる、という補足案を出したこともある (*ibid.*, Telegraph Nos. 1015, 1016, 1023, 1025, Hart to Campbell, Nos. 166, 167, 171, 172, Dec. 16, 24, 1884, pp. 1149, 1150-1151, *ibid.*, Telegraph Nos. 1027, 1028, 1030, Campbell to Hart, Nos. 303, 304, 305, Dec. 26, 27, 29, 1884, p. 1151. AE, *Documents diplomatiques, Affaires de Chine et du Tonkin, 1884-1885*, Paris, 1885, Memorandum communicated to Mr. Waddington by Earl Granville, Dec. 29, 1884, annexe à Waddington à Ferry, le 29 décembre 1884, p. 177)。このイギリスの調停をめぐる交渉については、別稿でふれる予定である。さしあたってその経過は、李恩涵前掲書、232～237頁、Lloyd E. Eastman, *Throne and Mandarins: China's Search for a Policy during the Sino-French Controversy 1880-1885*, Cambridge, Mass., 1967, pp. 186-187, Lewis M. Chere, *The Diplomacy of the Sino-French War (1883-1885): Global Complications of an Undeclared War*, Notre Dame, Indiana, 1988, pp. 121-126を参照。
- (60) 『中美關係史料 光緒朝二』中央研究院近代史研究所編、中國近代史資料彙編、1988年、「總署致美使楊約翰照會」光緒10年閏5月27日、1043頁、AE, *Documents diplomatiques, Affaires de Chine et du Tonkin, Frelinghuysen à Morton*, traduction communiquée officieusement par M. Morton à M. Jules Ferry, le 23 juillet 1884, p. 1. この時期のアメリカの調停については、Chere, *op. cit.*, pp. 44-45, 152-156を参照。
- (61) 『中美關係史料 光緒朝二』「總署致美使楊約翰照會」光緒10年6月24日、1055頁。AE, *Documents diplomatiques, Affaires de Chine et du Tonkin, Frelinghuysen à Morton*, traduction communiquée à Jules Ferry, le 1er août 1884, p. 5.
- (62) 『中美關係史料 光緒朝二』「總署致美使楊約翰照會」光緒10年6月24日、1055頁。1884年6月6日は周知のとおり、「清朝をふくめて（y compris la Chine）」という文言を削除した第二次フエ条約が締結された日であり、なおかつCordier, *op. cit.*, p. 493, Un Diplomate, *op. cit.*, pp. 173-175によれば、条約をむすんだパトノートが、清朝の嘉慶帝から阮朝の嘉隆帝に下賜された寶璽をひきわたさせて、ベトナム・フランス両国の官員たちの面前で溶解毀却した日でもあった。「清朝に送還させた（送回中國）」という叙述とは合わないけれども、総理衙門の非難はこの事実を指したものであろう。
- (63) 『清季外交史料』卷45、「諭軍民等法國渝盟肇釁不得已而用兵電」光緒10年7月初6日、頁12～14。坂野前掲書、364頁。

(2008年9月29日受理)
(おかもと たかし 文学部准教授)